

特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会

居住支援業務の実施に関する計画

1 居住支援担当部署・営業日等

担当部署：地域生活支援センターすみだ 居住支援部門

担当職員：2 名（館野、斎藤）

営業日：月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

営業時間：11 時から 15 時

営業所：墨田区向島 5-43-20 CrossBrain 曳舟ビル 101

連絡先：03-5819-3254

2 居住支援業務区域

墨田区

3 居住支援対象者

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、子育て者、生活困窮者、被災者（発災から 3 年以内）、児童虐待被害者、DV 被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、外国人、中国残留邦人、UIJ ターン転入者

4 居住支援業務内容

(1) 住宅確保要配慮者への家賃債務保証

なし

(2) 入居前支援 ※対価 月 1,000 円～

①住宅相談：住宅確保要配慮者に寄り添い、どのような暮らしを希望しているか聞き取りを行う。聞き取りを基に、要配慮者のニーズに合った不動産会社へ物件相談を行う。また、一般の不動産会社で対応が難しい場合は、連携している居住支援法人の(株)ふるさとへ管理物件の問合せを行う。

②同行支援：不動産会社や内見に同行をする。

(3) 入居中支援 ※対価 月 1,000 円～

①安否確認：毎月電話で体調等確認する。電話が繋がらない場合又は電話時に体調不良等を訴えている場合は訪問を行う。訪問により安否が確認できない場合は、緊急

で居室立ち入りを行う。

- ②生活相談：就労や近隣トラブル等に関する相談対応をおこなう。
- ③金銭管理：家賃滞納時の返済計画の提案、金銭管理について助言。
- ④家賃更新手続支援：ＡＴＭ振込同行、契約書作成の手伝い等
- ⑤共同リビング場の提供：孤立防止・仲間づくりのため、毎月各種イベント（昼食会、ゲーム大会、季節の行事）を開催する。

(4) 退去時支援 ※対価 月 1,000 円～

- ①引っ越し支援：引っ越し業者探し、荷造り、水道光熱費契約手続の支援

(5) 附帯する支援業務

なし

5 地方公共団体又は居住支援関係者との連携について

- ① 墨田区居住支援協議会に構成員として参加。
- ②一般の不動産会社で対応が難しい場合は、連携している居住支援法人の(株)ふるさとへ管理物件の問合せを行う。

6 居住支援に係る人材育成について

墨田区居住支援協議会の研修やワーキングチームに参加し、他団体の取り組みについての理解を深めて居住支援のノウハウ蓄積を図る。その他、東京都居住支援協議会に参加し、他の法人の取組等を把握する。

7 計画施行日

この計画は令和 8 年 8 月 4 日から施行する。